

# 2024年度 町田市立南つくし野小学校 いじめ防止基本方針・その取組・組織

「いじめ防止対策推進法」及び、町田市の「いじめ防止基本方針」を受け、次のように本校の「学校いじめ防止基本方針」を定めるとともに、本校におけるいじめ防止の具体的な取組、組織を定めるものとする。

## I 学校いじめ防止基本方針

### 基本方針1 いじめを「防ぐ」

#### (1) 人権教育の充実

いじめは、相手の人権を侵害する行為であり、決して許されるものではないことを子どもたちに理解させる。また、子どもたちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

- ① 「人権教育プログラム（学校教育編）」の活用
- ② DVD「STOP いじめ」の活用
- ③ こころのノートの活用
- ④ 「自分と友だちを守る！ネット・ケータイとの賢いつきあい方」講演

#### (2) 心の教育の推進

他人を思いやる心や人権意識を高め、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てるために、学校・家庭・地域ぐるみの心の教育を推進する。

特別の教科道徳の授業では、子供たちの実態に合わせて、心情を揺さぶる教材や資料を工夫し、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れさせ、自分自身の生活や行動を省みるようにさせる。

- ① 道徳授業地区公開講座の充実
- ⑤ 「小中一貫町田っ子カリキュラム（規範教育）」の推進

#### (3) いじめ防止のための学校体制づくり

いじめ防止等に関する措置を実行的に行うために、以下の取り組みをする。

- ① 年間計画を作成し、全教職員、保護者に周知する。
- ② 年度末及び年度当初に全教職員による校内研修を実施する。
- ③ ふれあい月間「学校シート」や学校関係者評価等を活用する。
- ④ 年間3回以上の校内研修を実施する。
- ⑤ 学校いじめ対応チームを設置する。
- ⑥ 全ての学級で、「いじめ防止に関する授業」を年間3回以上実施する。

## 基本方針2 いじめに「気付く」

いじめの早期発見・早期対応のために、日頃から教職員と子供たちとの信頼関係の構築に努める。いじめは、教職員や大人が気付きにくい場面で発生し、潜在化しやすいことを認識する。子供たちの小さな変化を察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。

また、教職員の間で情報を共有し、保護者や地域住民の方、関係諸機関の担当者とも連携して情報を収集し、対応する。

### (1) 実態把握

- ①「心のアンケート」の実施・結果の活用
- ②「いじめ対応マニュアル（改訂版）『守る』『気付く』『防ぐ』」「4 いじめに『気付く』チェックリスト 子どものサイン・変化を見付けましょう」の活用

### (2) 教育相談

- ①相談体制の充実・気軽に相談できる雰囲気づくり
- ②相談窓口の紹介（「いじめ対応マニュアル（改訂版）『守る』『気付く』『防ぐ』」「7 主な相談窓口・専門機関等」参照）
- ③スクールカウンセラーとの連携・5年生との個別面談等

## 基本方針3 いじめから「守る」

### (1) 早期対応・いじめ発見時

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめられている子供の悩みや苦しみを取り除くことを最優先に迅速な指導を行う。解決に向けては、学年及び学校全体で組織的に対応する。

また、いじめの再発を防止するため、継続的に見守る。

### (2) 関係諸機関との連携

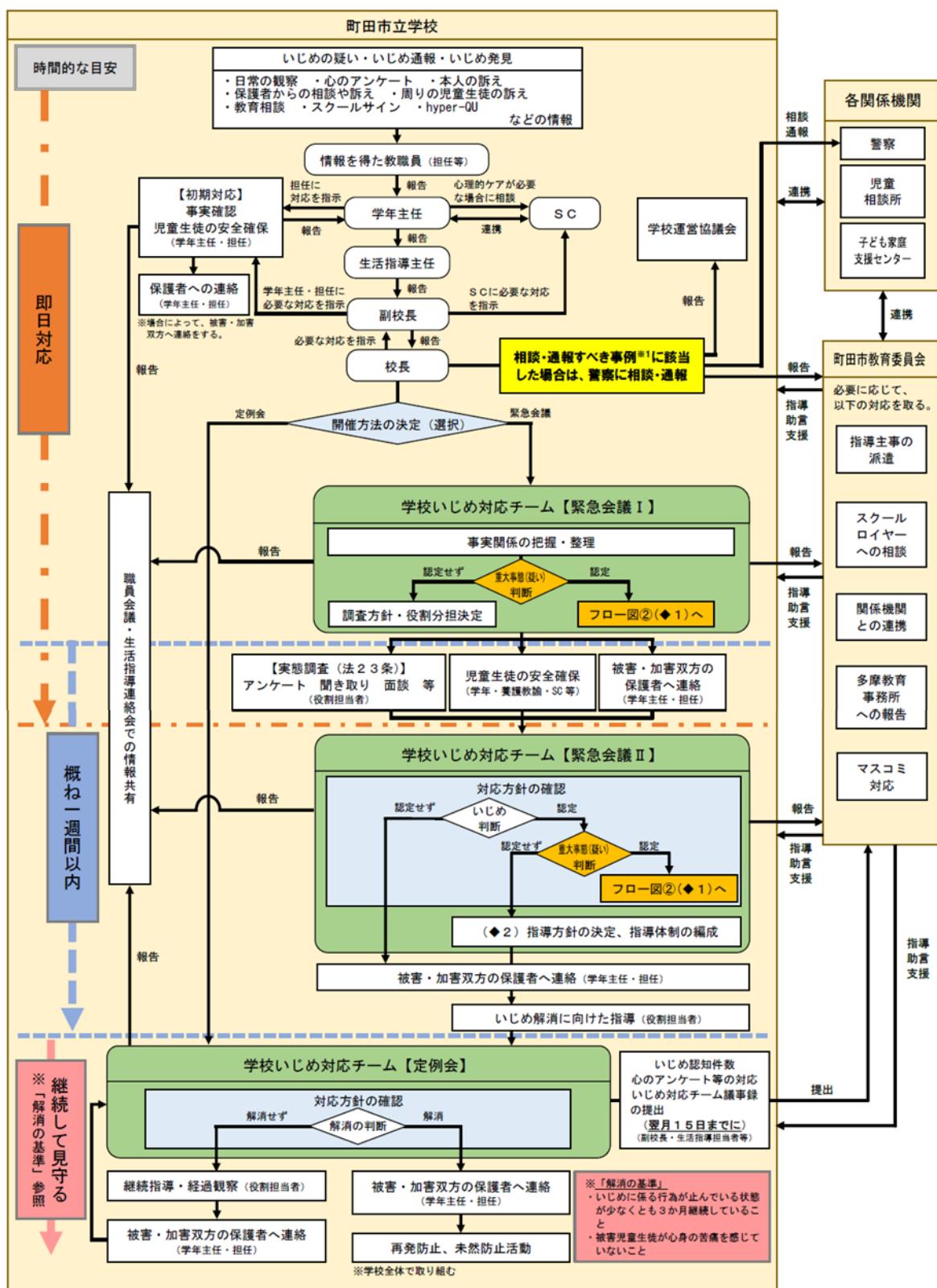
学校だけで解決が困難な事案については、教育委員会や警察、地域等の関係諸機関と連携する。（「いじめ対応マニュアル（改訂版）『守る』『気付く』『防ぐ』」「6 関係諸機関との連携」参照）

- ①いじめ対応サポートチーム
- ②スクールソーシャルワーカー
- ③まちだJUKU（教育センター）※中学校
- ④保護司、民生・児童委員
- ⑤町田警察署、南大沢警察署、八王子少年センター、八王子児童相談所
- ⑥学校サポートチーム

## II いじめ対応の具体的な取組

初期対応の流れ	取 組
1 いじめの発見・認知	○学級担任、教職員による観察 ○子供・保護者の訴え ○「心のアンケート」 ○教育相談 ○外部からの情報 ○発見者及び認知者は、直ちに主任教諭、主幹教諭、校長・副校長に報告
2 報告（5W1Hを正確に） 「誰が」「いつ」「どこで」 「誰と」「何をした」 「どのように」	○いじめの態様の把握・教育委員会へ第一報 ○当該の子供、関係者からの聞き取り □話しやすい人や場所等の配慮 □複数の教職員で聞き取り □情報提供者の秘密を守る ○関係保護者へ連絡・説明（家庭訪問が原則）
3 事実確認と情報整理及び 関係保護者への連絡・説明 ※ 訴えには、 「あなたを全力で守る。」 「お子さんを全力あげて 守る。」と伝える。	○会議等で情報共有 (指導・援助方針の共通理解、役割分担) ○スクールカウンセラーやいじめ対応サポートチーム (指導課)、スクールソーシャルワーカーとの連携
4 情報共有と共通理解及び 校内体制の編成	○被害者（いじめられた子供）へ 徹底して味方になり、表面で判断せず支援を継続する。 ○加害者（いじめた子供）へ いじめの背景を理解し、行為について毅然と指導する。 ○観衆・傍観者（周りの子供）へ 学級・学年等全体の問題として、教師が子供とともに真剣に取り組む姿勢を示す。
5 子供への指導及び 保護者との連携	○教育委員会へ経過を報告し、関係機関と連携を図る。 ○被害者等への心のケアを優先し、関係の子供等について、継続観察及び状況確認を行う。 ○必要に応じて、保護者会の開催など、当該学級の保護者等への説明方法を検討する。 ○事実・対応経過の記録、情報等を整理する。
6 関係諸機関との連携及び 継続観察・状況確認	

## 町田市立南つくし野小学校



\*1. 相談・通报すべき事例（令和5年2月7日付「文部科学省第2121号「ひがいの問題」への取り組み対応に向けた、障害者の適切な支援の徹底について（通知）」文部科学省）

※1 相談・通報すべき事例（令和5年2月7日付、4文科初第2121号「いじめ問題への的確な対応に向けた監督との連携等の徹底について（通知）」文部科学省）

**傷害** 感情を抑え切れずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切り付けてけがをさせる。強制わいせつは、师范大学を加害するに及ぶと発し、性器や腕・お尻を触る。

**危険**　断れば危険を加えらるゝと背し、**仕事や人間**、**お酒を呑む**。  
**恐喝**　断れば危険を加えると脅し、**現金を手交する**上げる。オンラインゲームのアイテムを購入させる。

**元祖 ハルク 提供店**  
お取扱いは危険とされるべき、税金をせざる上での、インバウンドのアイテムを購入させる。  
ハルク や体操服、教科書等の所持品を盗む。財布から現金を盗む。

の写真・動画をSNS上のグループに送信して多数の友達から送られてきた児童ポルノの

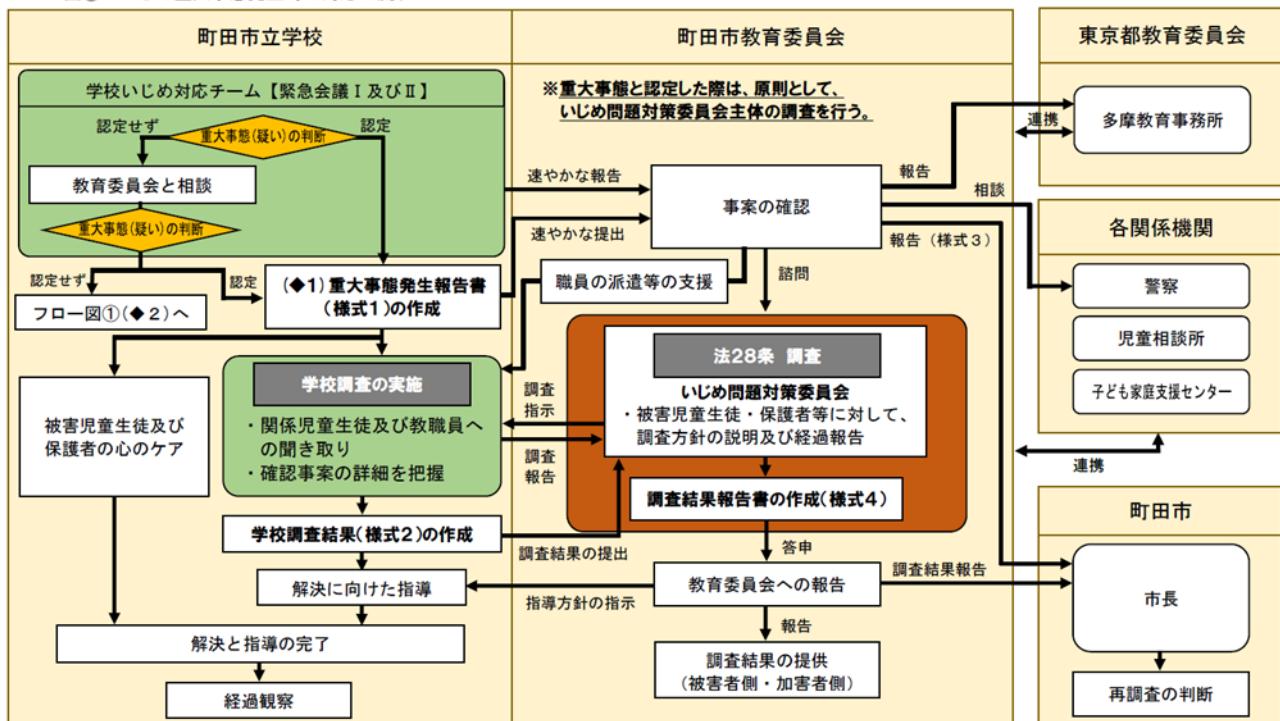
**強要**　度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛を感じる行為をさせる。

**脅迫** 本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。 **私事性的画像記録提供（リベンジボルノ）** 元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。

告 45

生-45

フロー図② いじめ重大事態発生時の対応の流れ



## ○いじめが発見されたときの対応の流れ

初期対応の流れ	取組
<b>1 いじめの発見・認知</b> <b>2 報告 (5W1Hを正確に)</b> 「誰が」「いつ」「どこで」 「誰と」「何をした」 「どのように」	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学級担任、教職員による観察</li> <li>○子ども・保護者の訴え</li> <li>○「心のアンケート」</li> <li>○教育相談</li> <li>○外部からの情報</li> <li>○発見者及び認知者は、直ちに生活指導主任、該当学年主任、校長・副校長に報告</li> </ul>
<b>3 事実確認と情報整理及び 関係保護者への連絡・説明</b> ※ 訴えには、 「あなたを全力で守る」 「お子さんを全力あげて守 る」と伝える。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめの態様の把握・教育委員会へ第一報</li> <li>○当該の子ども、関係者からの聞き取り               <ul style="list-style-type: none"> <li>□話しやすい人や場所等の配慮</li> <li>□複数の教職員で聞き取り</li> <li>□情報提供者の秘密を守る</li> </ul> </li> <li>○関係保護者へ連絡・説明（家庭訪問が原則）</li> </ul>
<b>4 情報共有と共通理解及び 校内体制の編成</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○会議等で情報共有 (指導・援助方針の共通理解、役割分担)</li> <li>○スクールカウンセラーや教育委員会、スクールソーシャルワーカー等との連携</li> </ul>
<b>5 子どもへの指導及び 保護者との連携</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被害者（いじめられた子ども）へ 徹底して味方になる。表面だけで判断せず支援を継続す る。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○加害者（いじめた子ども）へ いじめの背景を理解し、行為について毅然と指導する。</li> <li>○観衆・傍観者（周りの子ども）へ 学級・学年等全体の問題として、教師が子どもとともに真剣に取り組む姿勢を示す。</li> </ul>
6 関係諸機関との連携及び 継続観察・状況確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育委員会へ経過を報告するとともに、関係諸機関との連携を図る。</li> <li>○被害者等への心のケアを優先し、関係の子ども等について、継続観察及び状況確認を行う。</li> <li>○必要に応じて、保護者会の開催など、当該学級の保護者等への説明方法を検討する。</li> <li>○事実・対応経過の記録、情報等を整理する。</li> </ul>

### III いじめ対応の組織

#### いじめ対応チーム

本校では、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。このチームを中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

- ・いじめ対応チームは、毎月の定例会と問題発生時に、臨時会を行う。

#### 【構成】（校務分掌組織図に位置付ける）

##### 定例会のメンバー

校長	<input type="radio"/>	副校長	<input type="radio"/>	生活指導主任	<input type="radio"/>
教育相談担当	<input type="radio"/>	養護教諭	<input type="radio"/>	スクールカウンセラー	<input type="radio"/>
学年主任 (原則)	<input type="radio"/>				

※ 問題発生時の臨時会のときには、当該学級担任と関係教員も参加をする。

※ 必要に応じて、いじめ対応サポートチーム（教育委員会）、スクールソーシャルワーカー（教育委員会）と連携する。

## IV 教員の研修計画について

全ての教職員が、「いじめ」をはじめとしたいじめ防止対策推進法の趣旨や、「学校いじめ防止基本方針」の内容等を十分に理解し、職員の対応力や校内の組織力の向上を図るために、以下の通り、教員の研修を行う。

実施月	内容
4月	「学校いじめ防止基本方針」及びいじめ防止対策推進法の理解
6月	ふれあい月間に合わせて校内の実態把握と対応について
11月	ふれあい月間に合わせて校内の実態把握と対応について

## V いじめを未然防止、早期解決するための授業計画

いじめ問題の未然防止、早期解決につなげるために、児童・生徒に対して以下の計画でいじめに関する授業を実施する。

学年	実施月	教科	内容・単元名など
1年	7月	道徳	親切・思いやり 「はしのうえのおおかみ」
	10月	道徳	友情・信頼 「こころはっぱ」
	2月	道徳	友情・信頼 「二わのことり」
2年	5月	道徳	善悪の判断 「おれたものさし」
	10月	道徳	友情・信頼 「森のともだち」
	1月	道徳	友情・信頼 「ともだちやもんな、ぼくら」
3年	6月	道徳	友情・信頼 「いいち、にいっ、いいち、にいっ」
	10月	道徳	相互理解・寛容 「かしたつもり×もらったつもり」
	1月	道徳	友情・信頼 「なかよしだから」
4年	6月	道徳	善悪の判断、自律、自由と責任 「ドッジボール」
	11月	道徳	善悪の判断、自律、自由と責任 「いっしょになって、わらっちゃダメだ」
	1月	道徳	公正、公平、社会主義 「となりのせき」
5年	6月	道徳	公正、公平、社会正義 「どうすればいいんだ」
	6月	道徳	友情、信頼 「心のレシーブ」
	1月	道徳	相互理解、寛容 「ブランコ乗りとピエロ」
6年	6月	道徳	友情・信頼 「ばかじゃん！」
	11月	道徳	公平・公正、社会正義 「あなたはどう考える？」
	1月	道徳	友情・信頼 「言葉のおくりもの」